

# お知らせ

国土交通省 金沢河川国道事務所  
 白山警察署・寺井警察署  
 石川県  
 白山市・川北町・能美市

【連絡・問合せ先】  
 金沢河川国道事務所  
 河川管理課 (076)264-9916  
 手取川出張所 (076)278-2152

手取川の堤防を利用する歩行者・自転車の安全確保のため、平成30年3月1日（木）から車両通行止（自動車及びバイク※原付含む）の区間を追加します。

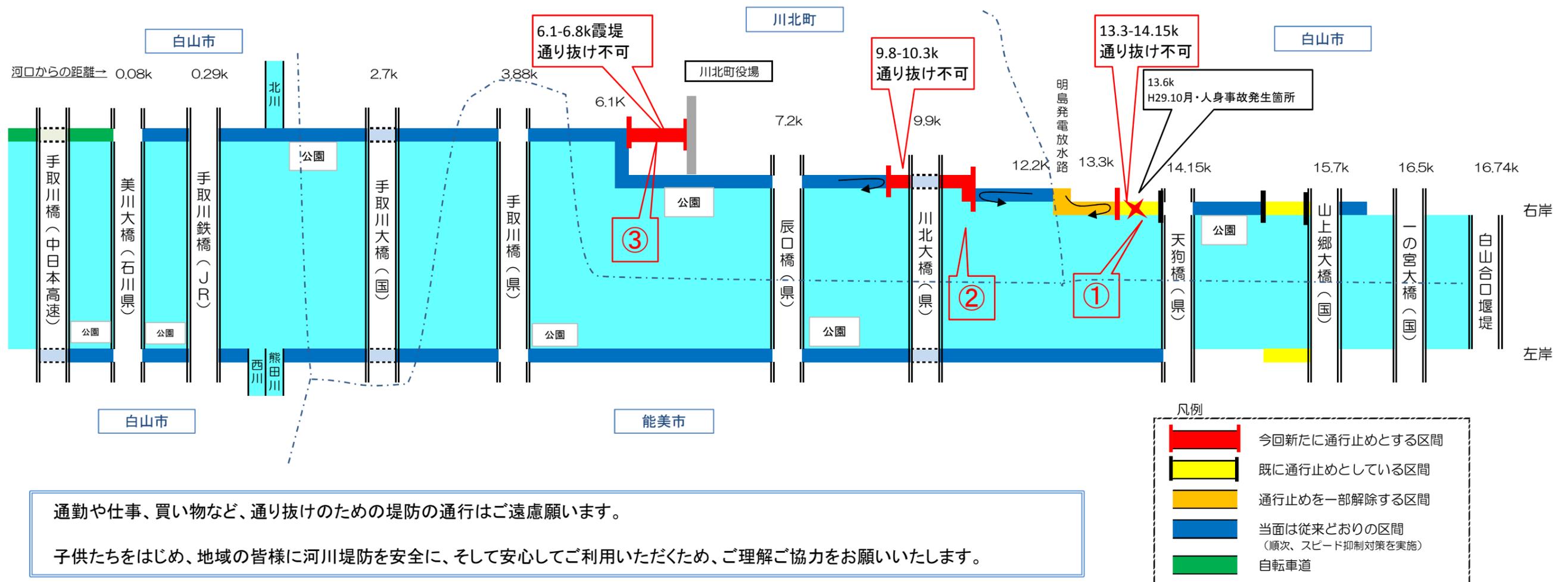
手取川の堤防では、河川公園の利用や散歩、ジョギング、サイクリング等を目的として多くの歩行者・自転車の利用があります。そのような中、平成29年10月、堤防上をランニングされていた三名の方が輪禍にあう痛ましい交通死傷事故が発生しました。

この事故の後、堤防上（河川管理用通路）における自動車の通行実態調査を行ったところ、堤防を近道・抜け道として利用する多くの“通り抜け目的の車”が見られ、「徐行」を促す注意看板を設置したにもかかわらず、猛スピードで通行する車も多数確認されました。

そこで、歩行者・自転車の安全を確保し事故の再発を防止するため、関係機関にて協議し、下記のとおり「車両通行止」の区間を追加します。

- ① 昨年10月の人身事故発生を受けて「車両通行止」としていた天狗橋右岸下流については、今後も「車両通行止」を継続します。ただし、明島放水路付近から上流側に向かい約1km区間については、魚釣り等の河川利用のための進入を可能とします。（通り抜けは不可）
- ② 県道とのアクセスが可能で通り抜け車両が多く見られる「明島発電放水路～辰口橋」においては、新たに中間点の川北大橋付近に柵を2箇所設置し、この間を「通り抜け不可」とします。
- ③ 同様に、多くの通り抜け車両が見られる辰口橋下流の霞堤部分（川北町役場近く）を新たに「車両通行止」とします。
- ④ その他の区間についても、車が高速で通行しないようにクッションドラムや看板を交互に配置するなどの「スピード抑制対策」を順次行います。

なお、今後、通行状況・利用状況を調査し、必要に応じて規制内容の変更を行う場合があります。



通勤や仕事、買い物など、通り抜けのための堤防の通行はご遠慮願います。

子供たちをはじめ、地域の皆様に河川堤防を安全に、そして安心してご利用いただくため、ご理解ご協力をお願いいたします。